

公認審判員資格更新登録 実施要綱

参考

2024年2月1日
公益社団法人日本武術太極拳連盟

公益社団法人日本武術太極拳連盟公認太極拳審判員(1～3級)、公認拳術審判員(1～3級)の資格は、2024年3月31日にその有効期間が満了するので、新たな更新登録手続を下記に基づいて実施する。
なお、本件の更新登録手続は審判員が所属する団体を通じ、更に、その団体が所属するいずれかの都道府県連盟を通じて行うものとする。

記

1. 更新登録の申請資格：

公認太極拳1級、2級、3級審判員有資格者、公認拳術1級、2級、3級審判員有資格者で、所定の「公認審判員更新登録申請書」を下記の申請期限までに所属団体、都道府県連盟を通じて日本連盟に提出し、更新登録料を納付した者は審判員資格の存続期間を更新することができる。なお所属団体や都道府県連盟を通していない申請は受理しない。

2. 申請書類：

「公認太極拳審判員更新登録申請書」(1～3級の級別)、「公認拳術審判員更新登録申請書」(1～3級の級別)の所定の欄に記入し；

①本人の捺印、 ②本人が所属する団体長の承認印の捺印をしたものに、写真2枚(302.5cm×43cm、1枚は申請用紙に貼付)を添付して申請する。

3. 申請期限：

2024年4月20日(土)までに都道府県連盟が上記「申請書」を一括して日本連盟に送付し、所定の更新登録料を指定銀行口座に振り込む。個人が直接申請書を送付しても受理されない。期限内に手続きを完了しない審判員は、その資格を喪失する。

4. 更新登録料：

すべての審判員資格の更新登録料は、一律、1資格につき1万円とする。

5. 更新登録存続期間：

2024年4月1日から2年間=2026年3月31日まで

6. 所属団体の変更に関して：

審判員が住所移転等の理由で、審判員資格登録時の所属加盟団体とその所属団体が属する都道府県連盟から、新たに異なる都道府県連盟に所属を変更した場合は、別途定める書式「所属都道府県連盟変更登録申請書(共通)」(当該新都道府県連盟、新所属団体、旧都道府県連盟、旧所属団体の代表者の承認印を付したものを添付して、本件の資格更新登録申請をしなければならない。両方の都道府県連盟の代表者の承認印が付されていない申請書は原則として受理されない。但し、申請者にとってやむを得ない事由により、いずれかの都道府県連盟の代表者の承認印が得られない場合は、別途、審査の対象とする。

7. 認定証、証明書の交付：

更新登録の認定を受けた者に、「公認審判員証明書(写真添付し、ラミネートフィルムカバーした証明書)」を交付する。

以上